

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

規制の名称：(ア)家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け

(イ)飼養衛生管理者の選任の義務化

(ウ)予防的殺処分の対象疾病の拡大

(エ)家畜防疫官の権限の強化

規制の区分：新設、改正 拡充、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：農林水産省消費・安全局動物衛生課

評価実施時期：令和2(2020)年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

平成22(2010)年4月、宮崎県において発生が確認された口蹄疫により、最終的な殺処分頭数が我が国の畜産史上最大規模の約30万頭に及ぶとともに、畜産業界のみならず、地域社会・地域経済にも深刻な影響が及んだ。

また、平成23(2011)年に入ってから、韓国、中国、台湾等の近隣アジア地域において口蹄疫が発生しており、国際的な人や物の往来が増加していることから、我が国に口蹄疫の病原体が侵入する危険性は高く、更に、家畜伝染病の中には、口蹄疫以外にも高病原性鳥インフルエンザなど、食料の安定供給に支障を与える重大な疾病が多種存在していることから、今後の我が国における防疫体制の在り方について検証した「口蹄疫対策検証委員会」の報告書等を踏まえ、平成23(2011)年4月に家畜伝染病予防法を改正し、家畜の伝染性疾患に対する防疫対応を強化したところ。

翻って現在を見ると、平成23(2011)年と比較し、訪日外国人等は約5倍(平成23(2011)年約622万人→平成30(2018)年3,119万人)と増加の一途を辿っている中、アジア近隣諸国においては、高病原性鳥インフルエンザ・低病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱等の伝染性疾患の発生が続いており、現に旅客の携帯品から発見された輸入禁止品(豚肉製品)からアフリカ豚熱ウイルスが分離されるなど、外国からの家畜の伝染性疾患の侵入リスクが増大している。

平成30(2018)年9月に我が国で26年ぶりに発生が確認された豚熱については、豚熱にかかった野生イノシシにより広域に病原体が拡散し、現在までに野生イノシシでの陽性

確認県が12県（飼養豚も含めた陽性確認県は7県（※1）に拡大するも、未だ終息に至っていない（令和2年1月31日現在）。

※1 飼養豚での陽性確認県は8県（沖縄県は飼養豚のみ）。

このため、以下のとおり家畜伝染病予防法（以下「法」という。）を改正することで、家畜以外の野生動物におけるまん延に対する対策を強化するとともに、農場における飼養衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾患の発生予防とまん延防止を図る必要がある。

ア 家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け

今後、我が国における豚熱の発生の拡大を防止し、その後の清浄化を図っていくためには、家畜以外の動物における豚熱の浸潤状況調査、経口ワクチン散布、家畜以外の動物が豚熱にかかっていることが確認された場合における周辺農場等に対する家畜等の移動制限などの、家畜以外の動物における豚熱のまん延による病原体の拡散防止のための措置を実施する必要があるが、当該対策は中長期化する見込み。

また、平成30（2018）年以降、アジア地域において家畜以外の動物及び飼養豚におけるアフリカ豚熱の発生が急速に拡大し、我が国へのアフリカ豚熱ウイルスの侵入の脅威が一段と高まっていること等を踏まえると、豚熱と同様に、家畜以外の動物でも発生し、特に伝播力が強く、病原性が高い伝染性疾患（牛疫、牛肺疫、口蹄疫、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性インフルエンザ）についても、家畜以外の動物におけるまん延による病原体の拡散防止のための措置を法に位置付ける必要性が高まっている。

家畜以外の動物における悪性伝染性疾患（牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性インフルエンザをいう。以下同じ。）のまん延による病原体の拡散防止のための措置を法に位置付けない場合、従来と同様に強制力を伴わない行政指導や予算措置によって、経口ワクチン散布や病原体の浸潤状況調査等の措置を講ずることとなり、これにも一定の効果は見込まれるものの、悪性伝染性疾患にかかっている家畜以外の動物が発見された場所の周辺の、既に病原体が侵入しているおそれのある農場に対する家畜等の移動制限など、強制力を伴う措置を発動することができないため、十分に病原体の拡散の防止、ひいては悪性伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止を図ることができないおそれがある。

（参考）アジアにおけるアフリカ豚熱の発生状況 ※令和2（2020）年1月14日現在
中国（初発生：2018年8月、発生数：166件）、モンゴル（初発生：2019年1月、発生数：11件）、ベトナム（初発生：2019年2月、発生数：5941件）、カンボジア（初発生：2019年3月、発生数：13件）、香港（初発生：2019年5月、発生数：3件）、北朝鮮（初発生：2019年5月、発生数：1件）、ラオス（初発生：2019年6月、発生数：141件）、フィリピン（初発生：2019年7月、発生数：40件）、ミャンマー（初発生：2019年8月、発生数：4件）、インドネシア（初発生：2019年9月、発生数：392件）、東ティモール（初発生：2019年9月、発生数：392件）、韓国（初発生：2019年

9月、発生数：76件)

イ 飼養衛生管理者の選任の義務化

家畜の所有者に対し、従来と同様に、飼養衛生管理基準の遵守義務のみを課し、その改善に当たっては、都道府県知事による飼養衛生管理基準の遵守に係る指導及び助言、勧告、命令によることが考えられるが、家畜の伝染性疾病の発生を予防するためには、各家畜の所有者のみならず、その従業者等においても防疫意識を向上し、当該農場における基準の遵守の徹底を図らなければ十分に発生予防できないおそれがある。

ウ 予防的殺処分の対象疾病の拡大

アフリカ豚熱は伝播力が強いことに加えて、豚熱と異なり有効なワクチン及び治療法が存在しないため、水際検疫の強化による我が国への侵入防止、飼養衛生管理基準の遵守徹底による農場バイオセキュリティの向上、早期発見による迅速な殺処分及び家畜以外の動物におけるまん延による病原体の拡散防止策以外に対処する手段がない状況にある。

また、本病は、口蹄疫のような特徴的な固有症状が乏しいことから、他の家畜伝染病と比べて、発見及び通報が遅延するおそれがある。さらに、海外では、アフリカ豚熱はダニを媒介することが報告されており、ひとたび発生した場合に、伝播経路の遮断が困難である。

このため、現行、口蹄疫のみに認められている患畜等以外の家畜に対して行える予防的殺処分の対象疾病にアフリカ豚熱を追加し、対処できるようにしておく必要がある。

加えて、世界的に見て、一部の例外を除き、アフリカ豚熱は家畜以外の動物から発生が確認されており、我が国においても、家畜以外の動物から発生することが見込まれる。

家畜以外の動物でアフリカ豚熱が発生した場合において、迅速に同病ウイルスの浸潤状況を確認し、同病ウイルスにより汚染され、又は汚染されたおそれのある地域における同病ウイルスの封じ込めを図らなければ、アフリカ豚熱のまん延の防止を十分にできないおそれがある。

このため、家畜以外の動物においてアフリカ豚熱が発生した場合においても予防的殺処分を実施できるよう措置する必要がある。

併せて、口蹄疫についても、家畜以外の動物においても発生することから、家畜以外の動物が口蹄疫にかかった場合は、アフリカ豚熱同様に迅速に同病ウイルスの浸潤状況を確認し、同病ウイルスにより汚染され、又は汚染されたおそれのある地域における封じ込めを図らなければ、口蹄疫のまん延の防止を十分にできないおそれがある。

※ なお、令和2年2月に、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年法律第2号）が成立し、「当分の間」の暫定的な措置として、アフリカ豚熱の予防的殺処分（家畜以外の動物がアフリカ豚熱にかかった場合における予防的殺処分を含む）を実施できるよう措置されたところ、今般の改正法により、この暫定措置等を恒久化するもの。

※ ベルギーでは、2018年以降、野生イノシシ599頭でアフリカ豚熱が発生（2020年1月15日現在）しているが、野生イノシシにおいてアフリカ豚熱が発生した時点で、飼養豚の予防的殺処分を実施した結果、飼養豚での発生の予防に成功している。

（参考：ベルギーで実施した特徴的な取組）

- 農場の飼養衛生管理を強化。
- 野生イノシシ発生区域（630km²）内の飼養豚（5,222頭）は全て予防的殺処分。
- 発生区域の境界等にフェンスを設置するとともに、野生イノシシの捕獲等を実施。

エ 家畜防疫官^{※2}の権限の強化

近年、訪日外国人旅行者数の増加により、携帯品による輸入禁止品^{※3}の発見件数はこの5年で2倍以上に増加するなど、海外からの家畜の伝染性疾患の侵入リスクが増大している。

特に、昨年以降アジア地域においてアフリカ豚熱の発生が急速に拡大し、我が国へのアフリカ豚熱の侵入リスクが高まっている。

家畜防疫官の権限を強化しなければ、違反畜産物の国内への持込みを十分に防止することができず、家畜伝染病の病原体の国内侵入を許してしまうおそれがある。

（参考）

訪日外国人旅行者数：2014年1,341万人 → 2018年3,119万人

入国者の携帯品に含まれる輸入禁止品の件数：2014年57,213件 → 2018年93,957件

※2 家畜防疫官は、法に規定する事務に従事させるため、農林水産省に置かれている者であり、原則として獣医師の中から任命することとされている（法第53条）。

※3 法第36条及び第37条等の規定により輸入が禁止されているもの。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

ア 家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け

【課題及びその発生原因】

家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散を防止する重

要性が高まっている一方で、現行法においては、家畜以外の動物における病原体の拡散防止に有効な以下の措置が規定されていない。

- ・ 家畜以外の動物における悪性伝染性疾病の浸潤状況の調査や、経口ワクチンの散布をはじめとした家畜以外の動物に対する投薬等の措置。
- ・ 周辺農場等に対する家畜等の移動制限や、運送業者等の倉庫・車両の消毒など関係事業者に対する病原体拡散防止措置等。

【規制以外の政策手段】

家畜以外の動物に対する経口ワクチン散布等については、これまで予算措置により実施しており、従来と同様の予算措置によることとすると、中長期的に安定して家畜以外の動物に対する投薬等の措置を実施できない。

また、周辺農場等に対する家畜等の移動制限や、車両の消毒等の関係事業者に対する病原体拡散防止措置等については、これまでその一部を行政指導により実施しており、従来と同様に行政指導により対応すると、強制力がないため、将来に渡り実効的にこれらの措置を実施できない。

このため、家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散防止対策を法に位置付ける規制手段の採用が妥当である。

【規制の内容】

家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散を防止するため、以下のとおり措置する。

- ・ 都道府県知事は、家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散を防止するため、悪性伝染性疾病にかかっている動物がいた場所又はその死体のあった場所等の消毒や、当該場所とその他の場所との通行制限を行うことができる旨の規定を措置。
- ・ 都道府県知事は、現行のまん延防止措置のうち、検査、注射、薬浴又は投薬、家畜等の移動制限等の規定については、家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散の防止を目的とした場合にも行えるよう措置。
- ・ 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延（家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散を含む。）の防止のため、家畜の所有者に対し、指導及び助言を経ないで、畜舎等の外への病原体の拡散の予防に関する事項等を遵守すべき旨の勧告及び命令ができる旨の規定を措置。

イ 飼養衛生管理者の選任の義務化

【課題及びその発生原因】

一般の豚熱発生事例では、家畜の所有者やその従業員において、飼養衛生管理基準の遵守のためにとるべき具体的な措置の内容への理解が不足し、同基準が十分に遵守されていない事例があり、このような事例は全国的にも確認されているところである。

このため、衛生管理区域ごとに、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するため、従業員等における当該基準の遵守に係る管理を行うとともに、当該従業員等に対し必要な教育及

び訓練を行う飼養衛生管理者を置くことで、飼養衛生管理基準の遵守の徹底をより一層図っていく必要がある。

(参考) 飼養衛生管理基準の遵守状況

今般の豚熱発生事例においては、都道府県の確認で問題なしとされていた農場について、今般の発生を踏まえ再度調査を行ったところ、多くの農場で遵守不十分な点があったことが明らかになった。

都道府県において従前に把握された結果

| | 野生動物の侵入防止が不十分 | | | 車両・機材の消毒が不十分 | 衛生管理区域における衣服・長靴の更衣が不十分 |
|------|---------------|----------|----------|--------------|------------------------|
| | 屋外飼育 | 柵・扉設置不十分 | 防鳥ネット不十分 | | |
| A農場 | ※指摘項目なし | - | ● | - | - |
| B1農場 | - | ● | - | - | - |
| C農場 | - | ● | - | - | - |
| B2農場 | - | - | - | - | - |
| D農場 | - | - | - | - | - |
| E農場 | - | - | - | - | - |
| F1農場 | - | - | - | - | ● |
| G農場 | - | - | ● | - | - |
| H農場 | - | - | - | - | - |
| I農場 | - | - | - | - | - |
| F2農場 | - | - | - | - | ● |
| J1農場 | - | - | - | - | - |
| K農場 | - | - | - | - | - |
| L農場 | - | ● | ● | - | ● |
| M農場 | - | - | - | - | - |
| J2農場 | - | - | - | - | - |
| N農場 | ※指摘項目なし | ● | ● | - | - |

国・県・専門家による合同農場調査の結果

| 3月25日時点 | 野生動物の侵入防止が不十分 | | | 車両・機材の消毒が不十分 | 衛生管理区域における衣服・長靴の更衣が不十分 |
|---------|---------------|----------|----------|--------------|------------------------|
| | 屋外飼育 | 柵・扉設置不十分 | 防鳥ネット不十分 | | |
| A農場 | ● | ● | ● | - | - |
| B1農場 | - | ● | ● | ● | ● |
| C農場 | - | ● | ● | ● | - |
| B2農場 | - | ● | ● | - | ● |
| D農場 | - | ● | - | ● | ● |
| E農場 | - | ● | - | ● | ● |
| F1農場 | - | ● | - | ● | - |
| G農場 | - | - | ● | - | ● |
| H農場 | - | - | ● | ● | ● |
| I農場 | - | - | ● | ● | ● |
| F2農場 | - | - | - | ● | - |
| J1農場 | - | - | ● | - | - |
| K農場 | - | - | - | ● | ● |
| L農場 | - | - | ● | ● | - |
| M農場 | - | - | ● | - | ● |
| J2農場 | - | - | ● | - | - |
| N農場 | ● | - | ● | ● | ● |

【規制以外の政策手段】

規制以外の手段として、行政指導により、衛生管理区域ごとに、当該衛生管理区域における飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るための管理者を置くよう求めていくことが考えられるところ、行政指導によると、飼養衛生管理基準の遵守意識の高い農場においては設置される一方、遵守意識の低い農場には設置されず、全国的な飼養衛生管理基準の遵守水準の向上を十分に図ることができないおそれがあることから、規制手段の採用が妥当である。

【規制の内容】

- ・ 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに、衛生管理区域内において従業者等を管理するとともに、従業員等の教育及び訓練等を行う飼養衛生管理者を選任しなければならない旨の規定を措置。
- ・ 家畜の所有者は、飼養衛生管理者について、従業員等の管理等の業務を行う上で必要な知識の習得及び向上を図るため、必要な研修を受けさせるよう努めなければならない旨の規定を措置。

ウ 予防的殺処分の対象疾病の拡大

【課題及びその発生原因】

現在、近隣諸国においてアフリカ豚熱の発生拡大が続き、また訪日外国人旅行者数が増加し、我が国への侵入リスクが格段に高まっている中、仮に侵入した場合①ウのとおり、アフリカ豚熱又は口蹄疫のまん延を十分に防ぐことができないおそれがある。

【規制以外の政策手段】

予防的殺処分の対象疾病にアフリカ豚熱を追加することについては、従前のとおり、アフリカ豚熱を予防的殺処分の対象とせず、患畜等となったことをもって殺処分等、法第3章に規定するまん延防止措置※4を実施することが考えられるが、有効なワクチンが存在しないアフリカ豚熱が家畜において発生した場合に、法第3章に規定する措置のみによって、その急速な拡大を阻止することができない状況となっても、他に取るべき手段がなく、実効的にまん延を防止することができないおそれがある。

また、家畜以外の動物における口蹄疫又はアフリカ豚熱の発生を契機とした予防的殺処分の導入については、

- ・ 諸外国のアフリカ豚熱の発生事例では原則家畜以外の動物から発生していること、
- ・ 口蹄疫及びアフリカ豚熱は家畜以外の動物でも発生すること、
- ・ 現在全国的に家畜以外の動物における発生状況の調査を実施しており、我が国においても家畜以外の動物において最初に発生が確認されることが想定されることを踏まえると、家畜において口蹄疫又はアフリカ豚熱が発生するまで予防的殺処分を実施できないこととするのは、口蹄疫又はアフリカ豚熱の病原体により汚染された地域の広域化を招き、ひとたび家畜において発生した場合において、今般の豚熱発生事例のように、広域にわたって長期間、口蹄疫又はアフリカ豚熱の発生が連続してしまうおそれがある。

以上のことから、規制手段の採用が妥当である。

※4 第3章に規定する家畜の伝染性疾病の「まん延の防止」の措置とは、家畜伝染病が発生した場合に他の農場の家畜での発生の連鎖を防ぐための措置であり、具体的には、患畜等のと殺、死体や汚染物品等の消毒・焼埋却等の措置を規定

【規制の内容】

- ・ 現在、口蹄疫にのみ認められている予防的殺処分の対象疾病にアフリカ豚熱を追加するとともに、家畜以外の動物が口蹄疫又はアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合にも、予防的殺処分ができるよう措置する。

エ 家畜防疫官の権限の強化

【課題及びその発生原因】

家畜防疫官は強制的権限を持って違反畜産物の廃棄ができないほか、携帯品の質問・検査権限の対象に指定検疫物（肉・肉製品等）が含まれていないため、違反畜産物を発見した場合でも、任意での廃棄を促さざるをえず、また、入国者の携帯品中の指定検疫

物の有無につき、強制力をもって質問・検査ができない。

【規制以外の政策手段】

これまで同様、家畜防疫官は任意で入国者の携帯品中の指定検疫物（肉・肉製品等）の有無について質問及び検査するとともに、違反畜産物があった場合に任意で廃棄を促すことが考えられるが、強制力を持たないため、効率的かつ実効的に輸出入検疫に係る業務を行うには限界があることから規制手段の採用が妥当である。

【規制の内容】

- ・ 出入国者の携帯品中の指定検疫物（肉・肉製品等）の有無を、家畜防疫官が質問・検査することができるよう措置する。
- ・ 違反畜産物の廃棄権限を追加する。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

ア 家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け

【遵守費用】

家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散防止策の実施に当たり、家畜の所有者等において生ずる費用の増加額（法第 26 条、第 30 条及び第 32 条から第 34 条までに基づく措置により生ずる費用の増加額）については、具体的な運用方法が明確になっていない現段階において試算するのは困難。

現段階において、家畜で発生した場合の措置を例に試算することができるのは、法第 32 条に基づく家畜等の移動制限であるところ、豚熱の場合、家畜等の移動制限を通常 28 日間課しているところ、家畜等の移動制限に伴い、1 頭当たり 1 日約 34 円の費用を要するため、全国の 1 戸当たりの平均飼養頭数が約 2,120 頭であることを踏まえると、移動制限が課された 28 日間で、養豚農家 1 戸当たり約 202 万円の費用が発生することが見込まれる一方、これを都道府県が補償し、国がその半額を補填することが見込まれる（法第 60 条）。

【行政費用】

家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散防止策の実施に当

たり、都道府県等において生ずる費用の増加額（法第 25 条の 2、第 28 条の 2 及び第 31 条に基づく措置により生ずる費用の増加額）については、具体的な運用方法が明確になっていない現段階において試算するのは困難。

現段階において、仮に試算することができるものとして、法第 25 条の 2 第 1 項に基づく 1 回当たりの消毒に要する薬品の購入費及び法第 28 条の 2 に基づく消毒ポイントの設置に伴い要する費用があげられる。

法第 25 条の 2 第 1 項に基づく 1 回当たりの消毒に要する薬品の購入費については、悪性伝染性疾病の病原体により汚染された場所に消石灰を撒くことが想定されるところ、過去の家畜における発生事例では、患畜等の所在した畜舎等の消毒を 1 回行うのに、平均約 70 袋の消石灰を撒いているところ（各都道府県からの聞き取りベース）、家畜以外の動物が悪性伝染性疾病にかかっていることが発見された場合の当該伝染性疾病により汚染された場所の消毒においても同程度の消石灰を要すると仮定すると、消石灰の 1 袋の値段が約 1,000 円であるため、 $1,000 \text{ 円} \times 70 \text{ 袋} = 70,000 \text{ 円}$ の費用を要すると推定される。

消毒ポイントの設置に伴い要する費用については、過去の家畜における発生事例では、家畜伝染病の発生後、法第 32 条に基づき周辺の農場に対して家畜等の移動制限を課している期間、周辺地域において消毒ポイントを設置しているところ、家畜以外の動物が悪性伝染性疾病にかかっていることが発見された場合も同様の運用をすることと仮定すると、例えば豚熱の場合、家畜等の移動制限を通常 28 日間課しており、消毒ポイントの設置に伴い要する費用は 1 日平均約 70 万円（今般の豚熱発生事例において A 県で実施した消毒ポイントの設置に伴い要した費用の平均値）であることから、 $70 \text{ 万} \times 28 \text{ 日} = \text{約 } 1,960 \text{ 万円}$ の費用を要するものと推定される。

イ 飼養衛生管理者の選任の義務化

【遵守費用】

飼養衛生管理者については、原則として、衛生管理区域ごとに選任する※⁵ 必要があり、衛生管理区域に出入りする従業員等の飼養衛生管理基準の遵守状況を管理するとともに、飼養衛生管理基準に関する研修等を受講し、従業員等に対し飼養衛生管理基準の周知並びに飼養衛生管理に係る教育及び訓練を行うところ、具体的な運用方法が明確になっていない現段階においてそれに伴い要する費用を試算するのは困難。

一方、仮に、従業員等の管理業務については普段の業務中に実施するものであり、追加的費用は観念しえないものとし、研修の受講については年に 1 回程度、従業員等に対する飼養衛生管理基準の周知並びに飼養衛生管理に係る教育及び訓練については、月 2 回程度それぞれ 2 時間ずつ行うものとする、例えば養豚農家であれば、飼養衛生管理者の 1 時間当たり人件費は約 1,358 円（注）であり、これを年間 50 時間（2 時間（研修／年）+ 48 時間（2 時間 × 2 回／月 × 12 か月。従業員等に対する周知、教育及び訓練）行うこととなり、一の衛生管理区域当たり、約 6.8 万円の遵守費用が発生する。

注： 約 4,600 円（養豚農家の 1 頭当たりの年間人件費。平成 30 年度農業経営統計調査（肥育豚生産費）より）× 約 2,120 頭（養豚農家の平均飼養頭数。平成 31 年畜産統計調査より）÷ 365 日

÷ 8時間 ÷ 2.46人（平成30年農業経営統計調査より）

※5 家畜の所有者が飼養衛生管理者を選任しなければならない衛生管理区域が二以上ある場合において、当該衛生管理区域が隣接している場合等衛生管理区域毎に別の飼養衛生管理者を選任せずともその業務に支障が生じないときは、複数の衛生管理区域を通じて1人の飼養衛生管理者を選任することができる。また、家畜所有者が飼養衛生管理者を兼任することが想定されるため、4,300戸全部が飼養衛生管理者を選任するわけではない。

【行政費用】

飼養衛生管理者の選任に伴う行政費用は、選任状況の確認に要する人件費等が想定される一方、具体的な運用方法が明確になっていない現段階においてそれに伴い要する費用を試算するのは困難。

ウ 予防的殺処分の対象疾病の拡大

【遵守費用】

予防的殺処分は、環境中に家畜の伝染性病原体の病原体が拡散された場合、外形上健康な家畜であっても既に病原体に感染しているおそれがある家畜について、患畜・疑似患畜となる前に強制的に殺処分を命じる措置であり、財産権に対する大きな制約となることから、憲法第29条第3項に基づく正当な補償して、殺処分家畜の評価額の全額が家畜の所有者に支払われることとなる。

このため、養豚農家が負担する費用はないと考えられる。

【行政費用】

予防的殺処分については、家畜又は野生動物において発生した場所やその周辺の農場における家畜の飼養頭数、野生動物の生息状況、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等によって、現に殺処分する頭数は異なるため、現段階においてそれに伴い要する費用を試算するのは困難。

仮に、我が国の養豚密集地域において、家畜又は家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱の陽性確認地点から、半径3km以内で飼養されている家畜を予防的殺処分することとなった場合、多いところで、約9.2万頭（※）の飼養豚を殺処分することとなるものと考えられるところ、現在の肥育豚の平均評価額が約2万円であることを踏まえると、国の負担額は、2万円/頭×約9.2万頭＝18.4億円と試算される。

※ 我が国における養豚が盛んな都道府県の区域内の養豚密集地域から無作為で抽出した10地点の中で、最も半径3km以内の飼養頭数が多かった地点における飼養頭数。

エ 家畜防疫官の権限の強化

【遵守費用】

出入国者の携帯品中の畜産物の有無の質問・検査権限の付与については、携帯品の検査や質問を受けるのみであり、遵守費用は生じない。また、違反畜産物の廃棄権限の新設については、仮に違反畜産物を廃棄されたとしても、もともと我が国への持込はでき

ない物であり、自ら焼却・埋却等の措置を講じなければならないものであるため、遵守費用は生じない。

【行政費用】

これまで任意で行っていた質問・検査及び違反畜産物の廃棄について、法的な権限に基づく強制力のある業務として追加したものであるため、追加の行政費用は発生しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

該当なし。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

ア・イ 家畜以外の動物における悪性伝染性疾患のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け及び飼養衛生管理者の選任の義務化

家畜以外の動物における悪性伝染性疾患の病原体の拡散防止に係る措置を法に位置付けることにより、家畜以外の動物が悪性伝染性疾患にかかっていることが発見された場合において、病原体により汚染し、又は汚染したおそれのある場所・物品や、既に病原体が侵入したおそれのある農場又はと畜場等の畜産関係施設を介して、更に病原体が拡散し、悪性伝染性疾患が広域的かつ長期的に発生するのを未然に防止するための措置を講ずることができるようになる。

更に、飼養衛生管理者の選任を義務化することにより、家畜の所有者のみならず、その従業員等における防疫意識の向上を図り、各農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の改善を図ることができる。

今般の豚熱発生事例では、野生動物間での豚熱のまん延により、豚熱の病原体により汚染された地域が広域化したことで、広域的・長期的・連続的に飼養豚でも豚熱が発生しているところ、令和2（2020）年1月16日現在で約16万頭の飼養豚を殺処分しており、約50億円の被害額が生じている。

一方、上記措置を含む野生動物対策及び農場における飼養衛生管理基準の遵守水準の向上策を実施することにより、家畜における広域的・長期的・連続的な悪性伝染性疾病的の発生を防ぐことができれば、少なくとも以上のような損害の発生を最小限度まで抑えることができると考えている。

ウ 予防的殺処分の対象疾病の拡大

アフリカ豚熱を予防的殺処分の対象とするとともに、家畜以外の動物においてアフリカ豚熱又は口蹄疫が発生した場合においても予防的殺処分を実施できるようにすることに伴う直接的な便益については、発生した場所やその周辺の農場における家畜の飼養頭数、野生動物の生息状況、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等によって異なることから、現段階で試算することは困難。

一方、中国では、平成30（2018）年8月にアフリカ豚熱が初めて発生して以降、令和元（2019）年8月の飼養豚数が前年同月から約40%減少している。一概には言えないが、仮に、我が国においても同様にアフリカ豚熱がまん延し、同程度の飼養豚数の減少が生じたものとして、これを我が国の豚の農業産出額（6,062億円：平成30（2018）年）に単純に当てはめた場合、約2,400億円の損害が生ずることとなる。

今般、家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱の発生時においても予防的殺処分を実施できるよう措置するとともに、家畜以外の動物における悪性伝染性疾病的のまん延による病原体の拡散防止措置も法に位置付けることを踏まえれば、これらの措置を適切かつ迅速に行うことで、より早期の封じ込めを図ることが可能となり、以上のような損害の発生を最小限度に抑えることができると考えている。

エ 家畜防疫官の権限の強化

監視伝染病的の病原体の侵入の防止を図っており、これらが仮に我が国に侵入した場合の損害を試算し、当該損害が生じないことによる便益を把握することは困難。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

ア・イ 家畜以外の動物における悪性伝染性疾病的のまん延による病原体拡散防止に係る措置の法への位置付け及び飼養衛生管理者の選任の義務化

3⑤のとおり便益を把握することは困難だが、今般の豚熱の発生事例の損害額約 50 億円の発生を最小限度に抑えることができると考えている。

ウ 予防的殺処分の対象疾病の拡大

3⑤のとおり便益を把握することは困難だが、中国におけるアフリカ豚熱の発生によって生じている損害を我が国に当てはめた場合の約 1,700 億円の損害の発生を最小限度に抑えることができると考えている。

エ 家畜防疫官の権限の強化

3⑤のとおり便益を把握することは困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

該当なし。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

ア 家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け

イ 飼養衛生管理者の選任の義務化

ウ 予防的殺処分の対象疾病の拡大

エ 家畜防疫官の権限の強化

家畜の伝染性疾病に係る防疫措置が拡充し、これらの規制導入により悪性伝染性疾病の病原体への感染リスクが低減することで、ブランドの安全・安心が確認され価値が落ちることなく、我が国の高品質な畜産物の生産・販売につながるなど、我が国の畜産業の発展に大きく寄与するものと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

ア・イ 家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け及び飼養衛生管理者の選任の義務化

家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散防止に係る措置を法に位置付けた場合の直接的な費用の把握は2③アのとおり困難である。

一方、遵守費用のうち現段階で試算することのできる法第32条に基づく家畜等の移動制限によっては、養豚農家一戸当たり約202万円の費用が発生することが見込まれ、また、行政費用のうち現段階で試算することができる法第25条の2第1項に基づく1回当たりの消毒に要する薬品の購入費については約7万円、法第28条の2に基づく消毒ポイントの設置に伴い要する費用としては、約1,960万円の費用が発生することが見込まれる（2③ア）。

また、飼養衛生管理者の選任の義務化による直接的な費用の把握も2③イのとおり困難である一方、一の衛生管理区域ごとに年間約6.8万円の費用が発生すると見込まれる（2③イ）。

しかしながら、これらの措置を講ずることで、今般の豚熱発生事例によって発生した約50億円の損失を最小限度まで抑えられるものと考えており（3⑤イ）、費用より便益の方が上回ると考えられることから、当該規制を導入することは妥当である。

ウ 予防的殺処分の対象疾病の拡大

予防的殺処分の対象疾病の拡大による直接的な費用の把握は現段階において困難であるが、仮に我が国の養豚密集地域において、家畜又は家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱の陽性確認地点から、半径3km以内で飼養されている家畜を予防的殺処分することとなった場合、多いところで、約9.2万頭(※)の飼養豚を殺処分することとなるものと考えられ、国の負担額は約18.4億円を要することとなる(2③ウ)一方、一概には言えないが、仮に、我が国においても同様にアフリカ豚熱がまん延し、同程度の飼養豚数の減少が生じたものとして、これを我が国の豚の農業産出額(6,062億円:平成30(2018)年)に単純に当てはめた場合、約2,400億円の損害が発生してしまうところ、今般の予防的殺処分の対象疾病の拡大によりこの損害を最小限度まで抑えられるものと考えており(3⑤ウ)、費用より便益の方が上回るため、当該規制を導入することは妥当である。

エ 家畜防疫官の権限の強化

追加的な遵守費用や行政費用は発生せず(2③エ)、また、直接的な便益は、算出することは困難(3⑤エ)だが、我が国への家畜の伝染性疾病の病原体の侵入防止をより実効的に図ることができるようになることから、当該規制を導入することは妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション(度合い)を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

ア 家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散防止に係る措置の法への位置付け

法において措置すべき野生動物対策につき、現段階で想定できる措置は全て措置していることから、代替案は想定されない。

イ 飼養衛生管理者の選任の義務化

飼養衛生管理者の任用資格を定めること(例えば、特定の講習課程を修了していること等)が考えられるが、全ての家畜の所有者に対して、一定の任用資格を満たした者の雇用を義務付けることは過度な負担であることから、本規制案が妥当である。

ウ 予防的殺処分の対象疾病の拡大

予防的殺処分は、家畜伝染病のまん延防止のための最終的な手段であり、代替案は想定されない。

エ 家畜防疫官の権限の強化

法において位置付けるべき家畜防疫官の権限につき、現段階で想定できる権限は全て措置していることから、代替案は想定されない。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本法改正に向けた有識者会議（我が国の家畜防疫のあり方についての検討会）を下記のとおり開催し、今般の GSF の発生事例等を踏まえた家畜防疫のあり方について検討が行われた。

- ・ 輸出入検疫の現状と課題について（第 1 回令和元年 10 月 24 日）
- ・ 野生動物対策の現状と課題について（第 1 回令和元年 10 月 24 日）
- ・ 予防的殺処分の対象疾病の範囲について（第 1 回令和元年 10 月 24 日）
- ・ 飼養衛生管理等の現状と課題について（第 2 回令和元年 11 月 7 日）

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法施行後5年を目処として事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

以下の指標により費用及び効果を把握する。

- ア 家畜以外の動物における悪性伝染性疾病のまん延による病原体の拡散防止措置の実施状況（経口ワクチンの散布状況及び消毒ポイントの設置状況等により確認する。）
- イ 飼養衛生管理者の選任の状況
- ウ 予防的殺処分の実施状況
- エ 違反畜産物の摘発数量の推移